

社会医療法人社団 健友会 ヘルパーステーション ほっと 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人社団健友会が開設するヘルパーステーションほっと（以下「事業所」という）が行う指定訪問介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名称 社会医療法人社団 健友会 ヘルパーステーションほっと
- 2 所在地 東京都中野区中野5-44-5 石井メゾン103号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名 常勤（ヘルパーステーションほっとのサービス提供責任者と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- 3 訪問介護員等 常勤換算方式で2.5名以上
訪問介護員等は、事業の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から土曜日（但し、祝日、12月29日から1月3日を除く）

営業時間 午前8時45分から午後4時45分までとする。但し土曜日は午後12時45分までとする。

* 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。（附属機関である中野共立病院と連携）

(事業の提供方法、内容及び利用料金等)

第6条 1 事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 1) 訪問介護計画書の作成
- 2) 身体介護に関する内容
食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、着替え介助等

3) 生活援助

食事の支度、洗濯、掃除、薬の受け取り等

2 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法的代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

3 通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実額は徴収する。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び利用者の家族等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は中野区、杉並区、新宿区内とする。

(相談・苦情・ハラスメント対応)

第9条 事業所は、利用者からの相談に対する窓口を設置し、サービス提供等に関する利用者の要望に対し、迅速に対応する。また、利用者またはその家族からの苦情・ハラスメントに対し、迅速かつ適切に対応するために必要な処置を講ずるものとする。

(事故処理)

第10条 1 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 訪問介護事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

3 訪問介護事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会（オンライン等可能）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 従業者に対し虐待の防止のための定期的な研修の実施
- 4 上記措置を実施するための担当者の設置
- 5 虐待の防止・早期発見に加え、虐待が発生した場合は高齢者虐待防止法、指針に沿って迅速かつ適切に対応する。

(事業継続計画)

第12条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して訪問介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第13条 事業所は感染の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対策指針等を作成する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(身体拘束について)

第14条 事業所は利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後一ヶ月以内
 - 2 継続研修 年一回以上（虐待防止、権利擁護、認知症、感染症等に関する内容）
- 2 従業者は業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人社団健友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、2024年4月1日から一部改訂する。